

## 市民プール指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、市民プール（以下「プール」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

### 1 審査対象団体

シンコースポーツ・アズビル共同事業体（以下「共同事業体」という。）

※指定理由については、別紙「市民プールの指定管理者について（指定理由書）」のとおりである。

#### (1) 共同事業体の本事業に対する基本理念

プールにおいて、指定管理業務を行うに当たり、プールの管理・運営を主な業務として、「市民一人ひとりが、生涯を通じたスポーツ活動・健康づくりを進める」ことを目標に、幼児から高齢者まで、誰でも気軽に利用できるスポーツ活動の場を提供することを基本理念としている。

#### (2) 共同事業体の経営方針

「スポーツ振興拠点施設の役割を果たす」「常に公平で公正な運営を行う」「安全で安心できる施設管理を行う」「公共性を理解し施設運営を行う」「地域連携による活力ある管理運営を行う」「施設の利用促進と収入増大を図る」「効果的・効率的な運営を図る」「環境に配慮した施設運営を行う」の8項目を定め、民間企業の効率性・スポーツ専門企業のノウハウ・地元企業のネットワーク等、持っている能力を最大限に活用し、指定管理者の導入目的でもある多様化するニーズに応えた利用者（市民）満足度の高い管理運営を実現することを経営方針としている。

### 2 施設の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 名称   | 市民プール  |
| (2) 所在地  | あきる野市原小宮353番地  |
| (3) 規模   | 敷地面積 56,389.00㎡<br>建築面積 491.51㎡<br>延床面積 6,692.00㎡<br>駐車場 約140台   |
| (4) 施設内容 | 1階 事務室、屋内水泳場（25mプール）、器具庫、ロビー、更衣室、トイレ、障がい者更衣室、機械室<br>2階 機械室、見学室<br>屋外 屋外水泳場（25mプール、流水プール、幼児用プール、スライダー着水プール）トイレ、機械室、塩素タンク室 |

### 3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙「市民プール管理区域図」に示すとおりとする。

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用承認等及び利用料の徴収に関すること。
- (2) 利用承認の変更及び取消に関すること。
- (3) 施設の利用に伴う使用者への便宜の寄与に関すること。
- (4) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の簡易修繕に関すること。
- (6) スポーツ事業に関すること。
- (7) 管理運営に関し、教育委員会が必要と認めること。

#### 5 指定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）

#### 6 指定管理者の指定管理料

124,773,400円（指定期間における総額）

#### 7 提出書類

共同事業体は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、別途定める期間までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本13部とする。

##### (1) 指定管理者としての管理運営の状況について（平成24年度～平成30年度）

- ア 事業報告書(これまでの取り組み)
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について  
(ア) 各種自主事業やサービス等の向上の取組など  
(イ) 収支予算の決算状況など

##### (2) 事業計画書（令和2年度～令和3年度）

- ア 施設の運営方針について
- イ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
- ウ 施設の管理運営について（令和2年度～令和3年度）
  - (ア) 事業計画書
  - (イ) 年間行事予定
- エ 人員体制について  
(ア) 職員の配置計画  
(イ) 職員の研修計画
- オ 収支見込みについて（令和2年度～令和3年度）  
収支予算書
- カ 個人情報の保護対策及び情報公開について
- キ 苦情処理体制について
- ク 危機・安全管理体制について
- ケ 地域や市内事業者、他施設等との連携について

(3) 共同事業体の状況について

ア 事業者概要（様式は任意）

(ア) 共同事業体の沿革（時系列で記載し、事業内容も具体的に記載）

(イ) 代表者の履歴、役員名簿（他の法人との兼職者があるときは、その旨の記載）

(ウ) 団体の運営に関する資料（経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの）及び施設管理運営の実績

(エ) 指定申請の日が属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

イ 定款、寄付行為、規約その他これらに相当する種類（様式は任意）

（最新のもの）

ウ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等

現在事項全部証明書（申請の日前3か月以内に発行されたもの）

エ 印鑑証明書（申請の日前3か月以内に発行されたもの）

オ 財務関係書類（様式は任意）

指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の経営成績や財政状況等を明らかにするための財務諸表（貸貸対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類）

カ 納税証明書等

(ア) 法人税

(イ) 消費税及び地方消費税

(ウ) 法人事業税

(エ) 法人住民税

キ 労働保険に加入していることを証する書類（確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し（直近のもの））

ク 社会保険等に加入していることを証する書類（社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し（直近のもの））

ケ 就労規則（又は就労規則に準ずるもの）

8 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

共同事業体から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、共同事業体からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

## 9 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」「普通」「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	施設の運営方針について			
4	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
5	施設の管理運営について			
6	人員体制について			
7	収支見込みについて			
8	個人情報の保護対策及び情報公開について			
9	苦情処理体制について			
10	危機・安全管理体制について			
11	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
12	共同事業体の状況について			
評価合計				

### 10 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成できると認められる場合には、共同事業体を候補者とする。

ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

### 11 審査結果

選定委員会の審査結果については、共同事業体に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。